

# 資格・総合

## 律の不動産トラブルを解決する

### 19 調停人候補者紹介



藤井純子氏

不動産賃貸からスタート  
私は、不動産業を開業する  
前の会社員時代から不動産の  
賃貸を行つておりました（現  
在16部屋所有）。

実際にあつたトラブルとし  
ましては、ある借主が無断で  
猫を10匹以上飼つていたこと  
が退去後に判明し、原状回復

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは「よく一部ではあります。が、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADR」と呼ぶことができるでしょう。（二）では、そのような街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声を紹介します。

に多額の費用が必要となりま  
したが、借主と連絡が取れな  
くなり、やむなく訴訟となり  
ました。

3年の月日が…

「調停人」の存在を知りまし  
た。賃貸オーナーとして訴訟

と約3年間もの時間、汚損箇  
所の特定などに多くの労力が  
掛かってしまいました。不動  
産トラブルを解決するための  
訴訟がこのようにつら長い  
ものになるとは…。正直、二  
度と経験したくないと想いま  
した。

周知できる存在に

利用し、同じ想

い・経験をせす  
に救われてほし  
い」「調停人と  
いう制度を少し  
でも多くの方に  
知つていただき  
たい」との願い  
から、調停人を  
目指すと決めま  
した。

**【調停人候補者】**

**藤井純子氏**  
Ace Japan合同会社 代表社員（大阪市中央区）



事務所外観

A DRは裁判

とあります。

そのような経験を経て不動  
産業を開業。そして開業後に  
不動産トラブルを話し合いで

私は今後、お客様のあらゆ  
る不動産トラブルがADRで  
解決できるよう、調停人資格  
を周知できる存在になりたい  
と思います。また、複雑な不  
動産トラブルにも対応できる  
調停人となるよう、今後も  
学びを継続しながらトラブル  
対応分野を増やしていきたい  
と考えております。